



農業を営んでいる方へ

【固定資産税(償却資産)申告のお願い】



鉢田市内に償却資産を所有している方には、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

償却資産とは、会社(法人)や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

対象となる資産

農業を営むにあたり使用している(又は使用することのできる)資産が償却資産です。

【資産の種類と具体例】

資産の種類	具体例
構築物	農業用建物(農業用ハウス等で土地に定着しておらず家屋として評価されていないもの)、用水路、農用井戸、かんがい用配管、畦等
機械及び装置	耕運機、乾燥機、脱穀機、糲摺り機等の農機具等
車両及び運搬機	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車等の大型特殊車両等
工具、器具及び備品	噴霧器、草刈り機、保冷庫、看板、パソコン、事務用机・いす等

【農業用建物の農業用ハウスとは】

農業用ハウスは固定資産税の課税対象となります。建て方や材質の種類等によって「償却資産」とするか「家屋」とするかを判断します。

「償却資産」の対象	「家屋」の対象
屋根や周壁がビニルフィルムの場合(事業用) 	屋根や周壁がガラスやアクリル樹脂等で恒久的な資材である場合

資産の種類	構築物(基礎がしっかりして容易に取り外しができないもの)	骨格部分の素材		
		金属造	木造	その他
		14年	5年	8年
	機械及び装置(ボイラー等と一式で計上したもの)	7年		
	器具及び備品(上記以外の簡易的なもの)	10年	5年	

【大型特殊車両とは】

主に農耕作業のための機械として車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となつてはいますが、自動車税の課税客体ではなく償却資産(固定資産税)の対象となります。

▼道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/h 以上のもの ※車両サイズ・排気量の基準なし

- ※ 上記の大型特殊自動車の基準を超えないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象になります。税務課でプレートの交付を受けてください。
- ※ 農耕作業用の乗用でないもの(歩行型農作業機等)は、償却資産の対象になります。



申告について

毎年1月1日現在に、鉾田市内に償却資産を所有されている方が納税義務者となります。1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までに税務課へ申告をお願いします。(過去に取得したもので未申告の資産がある場合は、速やかにご申告ください。)

申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市総務部税務課 固定資産税係

開庁時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・休祝日、年末年始 12/29~1/3 は除く)

電話 0291-36-7454 (直通)

- ※ 償却資産についての詳しい内容は「固定資産税【償却資産】申告の手引き」をご覧ください。



◀ 鉾田市公式 HP でご確認いただけます。

Q & A

Q. 毎年税務署に確定申告をしていますが市への申告も必要ですか?

A. 税務署に対する申告は、所得税・法人税の申告であり、減価償却費を必要経費として計上し、所得税・法人税を計算するためのものです。これに対し、市に対する申告は、現存する償却資産の未償却残高(評価額)が固定資産税の対象となっており、1月1日現在の償却資産の保有状況を申告いただくものです。

所得税・法人税は国税であり、固定資産税は地方税であることなど、課税の仕組みや課税主体が違っておりますので、税務署への申告とは別に市への申告が必要となっています。